



## あなたの投稿は 誰かを傷つけていませんか？ ～インターネットと人権を考える～

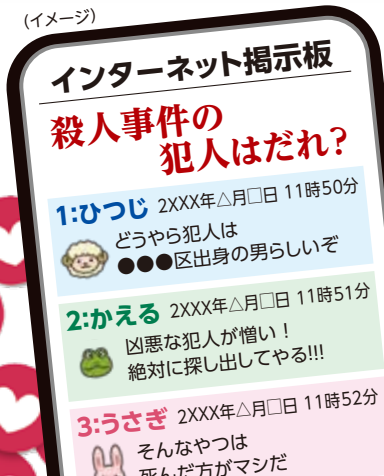
スマートフォンが子どもから高齢者までの幅広い世代に浸透し、インターネット上では、SNSによるプライバシー侵害、いじめ、誹謗中傷などさまざまな人権侵害や風評被害が頻発しています。インターネットは正しく利用すれば便利ですが、使い方を間違えると知らないうちに自分が加害者や被害者になっていることがあります。

今回はいわれのないうさ話から、ある日突然殺人犯にされてしまったお笑い芸人のスマイリーキクチさんに、インターネット上に潜む危険性、言葉の責任、インターネット犯罪の加害者・被害者にならないための対策などを語っていただきました。



10年にわたった誹謗中傷  
について綴られた著書

(イメージ)



お笑い芸人  
スマイリーキクチさん

### きっかけは高校時代に起きた殺人事件

凶悪で凄惨極まりない殺人事件<sup>せいざん</sup>が発覚したのは平成元年のことです。当時、僕は足立区の実家から大田区の高校に通っていました。犯人と年齢が一緒だったし、地域は離れていましたが同じ足立区で起きた事件だったので、とても大きな衝撃を受けました。その事件があったせいで、高校を途中で辞めてしまった友人がアルバイトをしたくても、足立区出身の高校中退というだけでどこにも雇ってもらえませんでした。僕は、その時に初めて“風評被害”というものを知ったんです。まさか10年後に、自分も同じような境遇に置かれるとは夢にも思っていませんでした。

### 突然、僕は殺人犯にされた

平成11年夏、インターネット上にあるその殺人事件の犯人一覧表に誰かが“菊池聡”と書き込んだ瞬間、風評被害が始まりました。「スマイリーキクチの本名と一緒に、歳も同じで足立区出身だ、あいつのことだ！」

となり、インターネット掲示板に身に覚えのないうさがいっぱい書き込まれました。「スマイリーキクチを飲み屋で見かけたら殺人事件のことを得意げに話していた」とまで書かれたんです。揚げ句の果てには僕に成り済ました者まで出てきて、「もう過去のことは許してください」などと言っている。そこに「ふざけんな！」という殺害予告みたいなものが300件ぐらい書き込まれていました。

インターネットのうそは瞬間に拡散しましたが、その時は正直恐怖心もなく、ただ「ばかばかしいな」と思って軽く見ていました。「こんなうさをして何が楽しいんだろう」と。ところが、所属事務所が事実無根であることを発表すると、それが火に油を注ぐ結果となり、「やってない証拠を出せ」「やってないなら死んで証明しろ」と書かれるようになったのです。「ライブに来たらナイフで刺してやる」と、ファンの人たちにまで影響が及び、出演していたCMのスポンサーにも「人殺しを出すな」という抗議が来るようになりました。